

告示

卷之三

の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告不する

廣雅

東方縣公報

毎週火曜日
金曜日児
（当日起休日
たるときは、
の翌日

◇公安告示
◇公 告
　　二段の技能検定の実施
　　道路交通法による認可の実施
昭和四十一年一月十一日付け鳥取県告示第四号中訂正

昭和四十一年度における保安林の伐伐による立木の伐採につき許可すべき皆伐面積の限度

鳥取市湖山町字	三浦の名跡	四上の区域	二五鳥取市湖山町字
鳥取市湖山町字	鳥取市湖山町字	二五鳥取市湖山町字	二五鳥取市湖山町字

件名	発行日	号数
正誤	一	三、七〇三
物取扱者試験の実施	一一一	九〇七、三、三
技能検定の実施	一一一	九〇九、七、三

- 八 諸種の特種賭博手当の額に限る規則の一部を改正する規則

九 取引の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

一〇 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

一一 職務の第級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

一二 賽馬賭博の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

告示第二十六号中訂正
昭和四十一年二月一日付ける取扱人事委員会規
則第七号中訂正

千寄防備保安林
西伯 大山 江府
赤松 宮内ほか
門司

二・四四 江府
○・○六 宮内、坊領
一二・一八 門野

森林法施行令（昭和

規定により、昭和四十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につ

すべき伐採面積の限度を次のとおり公表する。

(第三種郵便物認可) 昭和41年2月1日 火曜日 鳥取県公報 第3705号

に基づき、昭和四十年七月三十日付けで北谷土地改良区理事長 福井勝茂
から申請のあつた北谷土地改良区、倉吉市高倉土地改良区及び中野土地改
良区の合併については、昭和四十一年二月一日認可したので、同法同条第
三項の規定により次のとおり告示する。

鳥取県知事 石 破 二 朗
一 一起來者の名稱 鳥取県知事 石破二朗
二 事業の種類 一般国道百八十号線道路改良工事
三 立ち入ろうとする土地の区域 鳥取県日野郡日野町大字三谷、根西、

鳥取市湖山町字 湯ノ口	鳥取市湖山町字 湯原上道	一、八〇八ノ二、一、八〇八ノ四、一、八〇八ノ五、一、八〇八ノ六以外の区域及びこれらと一体をなす国有地である道路の敷地
鳥取市湖山町字 西代	鳥取市湖山町字 松ヶ前	鳥取市湖山町字凌原上道の区域のうち、一、八一九ノ二、一、八一八五四ノ一以外の区域及びこれらと一体をなす国有地である道路の敷地
鳥取市湖山町字 中子愛	鳥取市湖山町字 中子愛	鳥取市湖山町字西代の区域のうち、一、九五〇ノ二、一、九六八ノ一、九七三ノ二、一、九八〇ノ三八以外の区域及びこれらと一体をなす国有地である道路の敷地
鳥取市湖山町字 崩岸	鳥取市湖山町字 崩岸	鳥取市湖山町字松ヶ前と一体をなす国有地である道路の敷地
鳥取市湖山町字 湯ノ口	鳥取市湖山町字 崩岸	鳥取市湖山町字中子愛の区域のうち、二、二四六、二、二五〇、二、二六九、二、二八〇以外の区域及びこれらと一体をなす国有地である道路の敷地
鳥取市湖山町字 崩岸	鳥取市湖山町字 崩岸	鳥取市湖山町字崩岸の区域のうち、二、五四四ノ七、二、五〇六ノ二、二、五四七ノ一、二、五六〇、二、五六六、二、五八一ノ三、二、五八二ノ二、三、五六六、三、五八一ノ三、五九〇以外の区域及びこれらと一体をなす国有地である道路の敷地

鳥取県知事 石破二朗
鳥取県告示第四十三号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一一条第一項た
の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの猶用があつたので、因

一 合併により定款を変更し存続する土地改良区 北谷土地改良区

土砂災害防護保安林	"	"	○・六一	日数
千吉防護保安林	"	日本	二・八五	日数
氣高 亞野	"	人用	九・八六	
	"	大谷	四・八四	
鳥取県告示第46号				
森林法施行令（昭和三十六年政令第二百七十六号）第四条の三第三項及び森林法施行令の一部を改正する政令附則第五項の規定により都道府県知事が期日を定める場合の基準を定める省令（昭和三十七年農林省令第四十号）第二項の規定により、昭和四十一年度における保安林の伐木による立木の伐木につき森林法（昭和三十六年法律第二百四十九号）第三十四条规定の許可をすぐり皆伐面積の限度を次のとおり公表する。				
昭和四十一年二月一日				
鳥取県知事 石 勤 二 朗	鳥取県公安委員会監査課長 井 上 葵 一			
保安林の範囲	同一の単位とされる保安林の所在場所	皆伐面積の限度 単位	一 聽聞の期日及び場所	
水源かん養保安林	八頭郡のうち河原町及び 郡家町を除く地域	一、一二九・八九 八頭地区	昭和四十一年二月十七日 午前十一時から	
16 路面交渉社（昭和三十五年法律第二百五号）第二百四条第一項の規定に基づき、次のとおり範囲を定むる。同法同条同項の規定により告示する。			米子市	米子市
17 東伯郡東伯町大字森野一 やや	自動車等運転者 山下 邦彦	西伯郡淀江町大字今井二四一	西伯郡大山町園田三九九	西伯郡大山町園田三九九
18 西伯郡大山町福光一	自動車等運転者 水野 良雄	境港市竹内町一〇四	米子市上程原五二四	米子市上程原五二四
		11 米子市勝田町二四七	西伯郡淀江町大字淀江二五三	西伯郡淀江町大字今井二四一
		12 米子市勝田町二四七	西伯郡淀江町大字今井二四一	西伯郡大山町園田三九九
		13 境港市鏡町一〇〇四六一	境港市鏡町一〇〇四六一	米子市大谷町四二三
		14 米子市赤井手六九	境港市鏡町一	米子市尾高町二二四
公安委員会告示				
鳥取県公安委員会告示第46号				
道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第二百四条第一項の規定に基づき、次のとおり範囲を定むる。同法同条同項の規定により告示する。				
昭和四十一年二月一日				
公 告				
15 鳥取県外洋船主会員	自動車等運転者 田中 龍也	境港市竹内町一〇四	田舎車等運転者 本田 達水	田舎車等運転者 本田 達水
16 西伯郡西伯町大字下中谷川七〇一	自動車等運転者 山本 茂	米子市勝田町二四七	田舎車等運転者 田中 龍也	田舎車等運転者 田中 龍也
17 東伯郡東伯町大字森野一 やや	自動車等運転者 山下 邦彦	境港市鏡町一〇〇四六一	田舎車等運転者 小山 田代	田舎車等運転者 小山 田代
18 西伯郡大山町福光一	自動車等運転者 水野 良雄	米子市赤井手六九	田舎車等運転者 四石 明	田舎車等運転者 四石 明
公 告				
昭和40年度の建築大工、壁工、家具工、建具工、洋装工及び時計修理工の2級の技能検定を実施するので、職業訓練法施行規則（昭和33年労働省令第16号）第48条において専用する同規則第30条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。				
昭和41年2月1日				
鳥取県知事 石 勤 二 朗	鳥取県公務員会監査課長 井 上 葵 一			
1 実施する試験				
2 学科試験の実施期日及び実施場所				
3 受検申請の手続				
4 提出書類				

種 類	実 施 期 日	実 施 場 所	(1) 学科試験の手数料	(2) 納付方法
建築大工及び壁工	昭和41年3月20日	鳥取市、倉吉市及び米子市	400円	（1）に記載する金額に相当する鳥取県収入課紙を申請書に
洋装工	昭和41年3月27日	鳥取市		はつて納付すること。この場合、鳥取県収入課紙に捺印しないこと。
時計修理工	昭和41年3月27日	鳥取市、倉吉市及び米子市		なお、学科試験の全部の免除を受けようとする場合は、手数料の納付を要しない。
5 受検申請の手続				
6 提出書類				
7 受検申請の手続				

6

(3) その他

受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 学科試験の合格通知

学科試験の合格者に対しては、昭和41年5月上旬に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定の合格者の氏名を昭和41年5月上旬に鳥取県公報で公告するほか、合格者に合格証明書を交付する。

6 その他

2級の技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部職業安定課に問い合わせること。

正 誤

昭和四十一年一月十一日付鳥取県告示第四号中の箇所に誤りがあるものゝ如出する。

貢段行

立木の伐採の限度 立木の伐採の限度並びに樹
木の方法、期間及び樹種

正

鳥取県公報

行
免
日
金
當
日
支
付
行
免
日
金
當
日
支
付

示

△ 指名競争入札に参加する者に必要な資格等
解除予定の保安林に関する旨の通知

△ 教育規則

鳥取県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正す
る規則

△ 教委告示

昭和四十一年度鳥取県立高等学校生徒募集定員

昭和四十一年度鳥取県立高等学校入学選抜実施要項の一部改正

△

正

鳥取県告示第47号

正

示

昭和四十一年度における製造の請負、物件の売買及び役務の提供につい
て県が行なう指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手続
方法等について、次のとおり定めたので公示する。

昭和四十一年二月四日

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、指名競争入札参加資格審査願（様式第一号）を昭和四十一年三月三十日までに提出納期に提出しなければならない。ただし、提出期
限について短事が特別の理由があると認めるものについては、この範
囲でない。

□ 必附書類

指名競争入札参加資格審査願には、次に掲げる書類を添附しなけれ
ばならない。ただし、印刷、工事用材料販売、清掃、測量設計、採石
又は測量に係る業を営む者以外の者で、昭和四十一年度の資格を得たた
めに提出した指名競争入札参加資格審査願の記載事項に著しい変動の
なじみのないことは、経営業績調査書を添附すればだりる。